

第3次国連海洋法会議 第5会期に出席して

中尾 征三 (海洋地質部・前科学技術庁研究調整局海洋開発課併任)

筆者は 現在ニューヨークで開催中の標記会議に8月15日から19日まで出席し 海洋法会議の実際の展開状況をかいま見る機会を得たので その様子を記し また 「200カイリの排他的経済水域」 「12カイリの領海」 などという字句入りのタイトルで ときおり新聞記事に現われる この海洋法会議とは そもそもどんなものなのか 何が大きな問題として論じられており われわれの生活にどんな関係をもっているのかを 簡単に紹介したい。

1. 海洋法の歴史

(1) 国際法としての海洋法は 1958年のジュネーブにおける第1次国連海洋法会議において はじめて慣習法から脱脚して法典化された。 それ以前にも 1930年にハーグ法典化会議で領海制度を中心とする成文化が試みられたが不成功に終わっている。 当時の海洋法に関する国際情勢をみると スペイン及びポルトガルの旧大植民地帝国勢力に対し オランダ等の新興海洋国勢力が主張する「公海自由の原則」が国際慣習法としてほぼ確立した時代である。 ちなみに 現存の公海に関する条約(後述のジュネーブ四条約のうちの一つ)の第2条には 公海の自由として

- 1) 航行の自由
- 2) 漁業の自由
- 3) 海底電線及びパイプラインの敷設の自由
- 4) 公海上空の飛行の自由

が非制限的に列挙されている。

(2) 第二次大戦後 「国際法の法典化と漸進的発達」を任務とする国連国際法委員会が 海洋法の法典化を事業のひとつとしてとりあげ 1951年から1956年の間に国際法学者の審議と各国政府のコメント提出を繰り返して73条からなる草案を準備した。 そして 1968年2月～4月 ジュネーブに86カ国の代表が集って第1次国連海洋法会議が開催され いわゆる「ジュネーブ海洋法四条約」が採択されたわけである。 「ジュネーブ海洋法四条約」は 「領海及び接続水域」 「公海」 「漁業及び公海の生物資源の保存」及び「大陸棚」に関する条約

に分かれていて それぞれ22カ国が当事国になることが発効条件とされていたところ 1964年までに4条約とも所要の批准数を得て発効した。

わが国は 第1及び第2の条約には加入しているが第3及び第4の条約については いずれも水産資源に関するわが国の立場に不利であるため加入していない。

(3) さて ジュネーブ四条約で 領海の一般的性格は規定されたが 肝腎の「領海の幅」については合意が得られず 国連は改めて 1960年3月—4月に領海の幅だけを議題として 第2次国連海洋法会議を やはりジュネーブで開催した。 しかし 3カイリ派と12カイリ派の妥協は成立せず その後も各国は 自国の都合で適当な領海の幅を主張している。

(4) 第2次国連海洋法会議の不成功により 領海幅は規定されなかったものの 「ジュネーブ四条約」による海洋秩序は一応安定した時代を迎えたかに思われていた。 しかし 科学技術の飛躍的發展に伴って 宇宙開発・海洋開発の時代が訪れたことにより 国連の場で新たな問題が提起された。 すなわち 1967年の国連第22総会で 地中海の小さな島国マルタのバルド国連大使が行なった次のような演説を契機として 「国家管轄権の範囲を越えた海底の平和利用問題」——いわゆる深海海底開発問題が国連総会の議題に上ることになったのである。

バルド国連大使の演説趣旨：科学技術の飛躍的發展にともなって大陸棚の範囲をこえて深海海底に対する権利の拡張が行なわれ始めており 世界の海底分割の危険がある。 このような分割競争を阻止し 深海海底とその資源を「人類共同の財産」と宣言し 国際機関を設けてその資源を特に開発途上国の利益を考慮して 平和的に利用するための検討を開始すべきである。

国連は海底平和利用委員会を設けて 1968年から1970年の間 深海海底開発に伴う経済技術及び法律面の検討を行なった。 この検討をもとに 1970年の国連第25総会で マルタ国が提案した 「国家管轄権の範囲を越え

第1表

海洋法会議関係年表

年 月	お も な 出 来 事
1945. 9	大陸棚に関する トルーマン宣言：大陸棚（水深200mの地点までの海底）を自国の管轄権に属せしめる。以後主に中南米諸国の同様の宣言が続く。保存水域に関する トルーマン宣言（漁業資源保存のため管轄権を行使する水域設立）
1952. 1	季承晩ライン設定
8	サンチャゴ宣言（チリ ベルギー エクアドル）：距離200カイリの水域に対し排他的管轄権の行使を宣言
1953. 9	オーストラリアの大陸棚宣言：日豪間にアラフラ海真珠貝漁業紛争発生
1956. 12	日ソ漁業条約発効
1958. 2～4	第1次国連海洋法会議（ジュネーブ）：海洋法四条約を採択
1960. 3～4	第2次国連海洋法会議（ジュネーブ）：領海幅員の統一に失敗
1962. 12	国連総会で「天然資源に対する恒久的主権」決議採択
1965. 6	日韓漁業協定署名：漁業水域12マイルの設定を認め合う
1967. 12	国連総会マルタ決議案採択（アドホック海底平和利用委員会の設立を決定）（第22総会）
1968. 12	海底平和利用常設委員会の設立決議採択：アドホック委員会を常設委員会とする。（第23総会）
1969. 12	海洋法再検討のための国際会議の召集の可否についての各国の意見を打診する決議採択（第24総会） 深海海底開発のモラトリアムに関する決議採択（第24総会）
1970. 5	ニクソン「海洋政策に関する声明」：水深200m以遠コンチネンタル・マージンまでの海底を国際信託地帯とすべし旨提唱 モンテビデオ宣言（ラミ9ヶ国）200カイリ水域に対する資源管轄権を宣言
8	リマ宣言（ラミ21ヶ国）：沿岸国の沖合水域における資源管轄権を宣言但し200カイリの距離には言及せず
12	深海海底を律する原則宣言決議採択（第25総会）
1970. 12	第三次海洋法会議の開催並びに海底平和利用委員会改組に関する決議採択（第25総会）：メンバーを従来の42から86に拡大 以後拡大海底委と呼ぶ
1971. 11	マラッカ海峡につきアラランプール宣言（沿岸3ヶ国）：マ海峽は国際海峡ではないと宣言
1973. 5	OAU海洋法アデイス・アベバ宣言：200カイリ・エコノミック・ゾーンの確立を提唱
11	第3次国連海洋法会議開催に関する決議採択（第28総会）（カラカスに決定）
12	第3次海洋法会議第1会期（組織会期）の開催（ニューヨーク）：議事手続規則を審議し不成功。役員選挙
1974. 1	日韓大陸棚協定調印
6～8	第3次海洋法会議第2会期（カラカス）の開催：議事手続規則採択。実質審議
1975. 3～5	第3次海洋法会議第3会期（ジュネーブ）
10	アイスランド 200カイリ漁業専管水域設定
1975. 2	メキシコ 200カイリ排他的経済水域関係法令公布
3～5	第3次海洋法会議第4会期（ニューヨーク）
4	米国 1976年200カイリ漁業保存管理法成立
1976. 8～9	第3次海洋法会議第5会期（ニューヨーク）

る海底及びその地下を律する原則の宣言」が採択された。さらにマルタ国が1969年の第24総会で行なった深海海底に関する各国の見解と大陸棚条約の再検討に関する各国見解聴取の決議提案は修正されてジュネーブ四条約全般の再検討を含む海洋法会議開催の是非が各国に問われることとなった。

この修正決議に対し米英日ソ連圏諸国などは領海の幅 深海海底開発制度 海洋汚染防止などジュネーブ四条約で解決していない問題及び新たに起きた課題に限定して新海洋法会議を開催するよう主張し一方アジア アフリカおよびラテン・アメリカの開発途上国の大勢は先進海洋国に有利なジュネーブ四条約全般の再検討を含めて会議を開催することを主張したが結局途上国側の主張が通り第25国連総会で1973年に第3次国連海洋法会議を開催して広範な問題をとり上げること及び海底平和利用委員会を拡大し（メンバー国を42から86とし実際にはさらに1972年からは中国等を含めて91となった）海洋法問題の包括的リストの作成や条約草案作成等の準備を行なわせることが決議された。

2. 第3次国連海洋法会議の概要

1973年11月 国連第28回総会は 拡大海底平和利用委員会での準備状況を踏まえて 第3次国連海洋法会議の開催について討議の結果 1973年中に第1会期（組織会期）を開くこと及び1974年以降に実質会期を開くことを決定した。

現在ニューヨークで開催されているのは第五会期であるが これを含めて 各会期の概要を記すと以下のようである。

(1) 第1会期（1973年12月3日～5日 於ニューヨーク 参加国数 145）：会議の組織と表決手続きを審議した。組織については 拡大海底平和利用委員会の組織にあわせて3つの委員会を設けて 第1委員会が深海海底開発制度 第2委員会が領海 大陸棚 漁業等の海洋法一般 第3委員会が海洋汚染防止と海洋科学調査の問題を扱うこととし 本会議議長にスリランカのアメラシング 第1委議長にカメルーンのエンゴ 第2委議長にベネズエラのアギラ 第3委議長にブルガリアのヤンコフを選出

した。表決手続きについては表決のタイミングをどのようにして決めるかという問題と条約案文の採択に必要な多数決制をどのようなものにするかという問題があるが、いずれも先進国諸国側と途上国側が対立して議事規則は一条も採択されずに第1会期は閉幕した。

(2) 第2会期(1974年6月20日—8月29日 於カラカス 参加国数 135)：最初の一週間で表決手続きを審議しその後約三週間 本会議で一般討論を行なうとともに第1～3の各委員会は第2週から主要問題についての実質審議を展開した。表決手続きについては上述(1)の2つの問題に関し、いずれも本会議で会議参加国の3分の2を定足数とし、投票国(棄権国を含まず)の3分の2による多数決(ただし、会議参加国の過半数を含むものとする)による方式が採択された。第2会期における審議の結果領海の幅を12カイリとし、その外側に距岸200カイリの経済水域(沿岸国が資源管轄権を有する水域)を設けること、深海海底資源開発を実施する機能を有する国際機関を設けること、船舶起因の汚染に関し沿岸国が何らかの取締り権を有する汚染防止ゾーンを設けることなどが会議参加国の多数に支持されている(条件付きも含めて)ことが明らかになった。

(3) 第3会期(1975年3月17日—5月9日 於ジュネーブ 参加国数 140)：8週間の会期のほとんどすべてが実質審議にあてられ、最終日に各委員会議長がまとめた非公式単一交渉草案(Informal Single Negotiating Text 略称 SNT)がアメラシグ議長から配布された。第3会期の審議は前回同様非公式協議(各委員会レベルまたは他の形で記録をとらずに行なう協議)が活発に行なわれたが、なかでもノルウェーの漁業問題担当国務相であるエベンセンが議長をつとめる非公式協議グループ(エベンセン・グループ)では40余りの国の首席代表が個人資格で集まって、資源管轄権と船舶起因汚染防止の問題について活発な討議が行なわれた。SNTについて言えば、その性格は各国の意見を集約したものと最大公約数をとり入れたものではないため最終日に配布されただけ、次の会期での審議のたたき台にされることとなった。審議内容で目立った点は、12カイリの領海、200カイリの経済水域及び国際海峡(領海の中に含まれるが外国船舶の通航が伝統的に行なわれている海峡——日本では津軽、対馬の両海峡がこれにあたる)における船舶、航空機の自由な通航の三つをパッケージとしてとり扱う主張が顕在化したことである。

(4) 第4会期(1976年3月15日—5月7日 於ニュー

ヨーク 参加国数 149)：第3会期末に配布された非公式単一交渉草案(SNT)のほとんど全ての項目を審議するとともに、第4会期前に各国に配布された紛争解決手続きに関する草案(これもSNTに含まれる)についても本会議で一般討論を行なった。また、やはり会期最終日にアメラシグ議長からSNTの改訂版(RSNT)が配布された。RSNTは第1部(深海海底開発)、第2部(領海、国際海峡、排他的経済水域、大陸棚、群島等)、第3部(海洋汚染防止、科学調査、技術移転)及び第4部(紛争解決)を合わせると301条におよぶぼう大なものである。その性格はSNTと同じく各委員長の責任でまとめられたものであり、必ずしも全ての問題について会議の大勢をよりどころにしているわけではない。RSNTはSNTに比較して深海海底資源開発制度に関しては、やや先進国側に有利なように、一方海洋汚染防止と科学調査に関しては逆に途上国側に有利なものとなった。第2委員会関係の領海、排他的経済水域等に関しては基本線での改訂はなかった。

(5) 第5会期(1976年8月2日—9月17日 於ニューヨーク 参加国数 約150)：第4会期末に配布された非公式単一交渉草案改訂版(RSNT)を軸として、利害対立グループ間で実質的な交渉が展開されたが、深海海底資源開発制度の問題を中心に交渉は期待されたほど進展せず、各委員会の議長が報告を提出して閉幕しようとしている。

3. 第3次国連海洋法会議の主要議題とその論点

この海洋法会議で広範囲にわたる数多くの議題がとりあげられていることは既にのべた。ここでは、そのうちから重要な議題のいくつかを選び、何が論議的になっているかを簡単に紹介する。

(1) 領海の幅——ジュネーブ海洋法四条約(1958)で領海幅員が規定されなかったため、各国が個別に自国の領海幅員を主張していることは、既述したが、1975年5月現在では、12カイリを主張する国が53カ国(調査数116)ともっとも多く、ついで3カイリの23カ国、200カイリの10カ国となっている。わが国等の伝統的な海洋国(米国、オランダ、英国、アイルランド、オーストラリアなど)は、海洋自由の立場から3カイリを主張しているが、逆にアフリカ、中南米の一部の国は、自国の利益を最大限に確保する立場から200カイリを主張している。しかし、200カイリ派も資源や汚染防止等に関する管轄権が保証されるならば、領海幅員は12カイリでも良いとの態度を示し、結局12カイリの線に到着することとなった。

(2) 国際海峡——公海又は排他的経済水域の一部と それらの他の部分を結び国際航行に使用される海峡を国際海峡と呼ぶが わが国は海運上の見地から マラッカ海峡等でタンカーの通航が不当に妨げられないようにしたいという立場にたつと同時に 津軽・対馬等の海峡については 防衛上の見地から外国の船舶・航空機が自由に往来されるのは好ましくないとの立場にある。現在一般の領海においては無害航行制度が敷かれており沿岸国の平和・秩序・安全をおびりかささない限り妨げられずに航行できるようになっている。先進海運国は国際海峡における より自由な航行権を主張し 途上国側は無害航行制を主張していたが 結局 海峡沿岸国が国際機関の援助を得て 航路帯や船種による通航分離方式 及び国際基準にもとづく汚染防止に関する一定の法令制定権を認めることで 基本的には「妨げられない通過通航権」が確保される見通しとなっている。

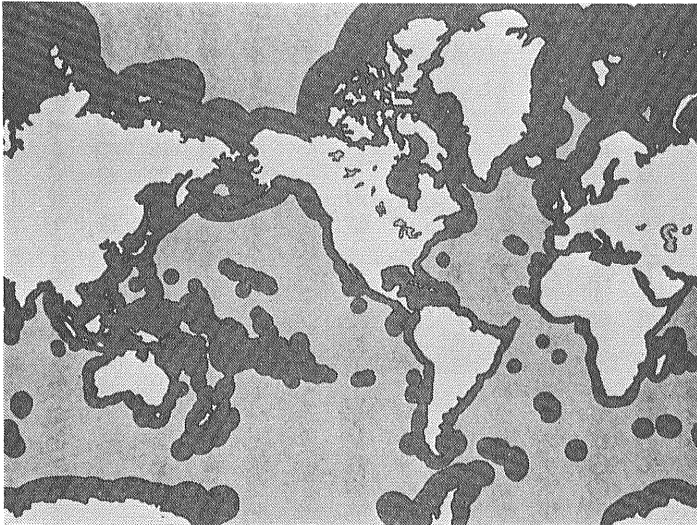
(3) 排他的経済水域——沿岸国が資源に対する管轄権を有すべき水域として 200 カイリの経済水域が主張されはじめたのは 1952年(サンチャゴ宣言)のことであるが 第3次海洋法会議の進展に伴って その内容は多様化し 現在の草案(RSNT)では 200カイリ内の水域で沿岸国は

- i) 天然資源の開発について主権的権利(sov^{er}ei^gn rights)
- ii) 人工島その他の設備・構築物について排他的権利及び管轄権(exclusive rights and juris^{dic}tion)
- iii) 科学調査等について排他的管轄権(exclusive rights)
- iv) 汚染防止について管轄権(juris^{dic}tion)
- v) 本条約で定めるその他の権利及び義務

を有すると規定されていて 権利内容の具体的表現は複雑難解であるが ともかく排他的経済水域という呼称が公式化することは時間の問題であろう。

200 カイリの水域がどのようなひろがりを持つかは 第1図の暗色部で容易に理解されるが 漁業資源に与える影響は極めて大きい。すなわち わが国の動物性蛋白質食料の約半分が漁業でまかなわれており その年間漁獲量は約1100万トンである。他国の200カイリ水域から得られるものが このうち約500万トンであり さらに新しい海洋法が施行されると約200万トンが不足する(500万トンのうちの300万トンは 関係国との個別交渉によって確保され得るであろうといわれている)であろう。漁業資源についての RSNTの規定は 沿岸国が許容漁獲量を決定し 沿岸国がその全量を漁獲する能力を持たない場合には 余剰分につき他国の入漁を認めなければならないという趣旨になっているが この点について 内陸国及び地理的不利国グループが許容漁獲量決定過程への関与や漁獲の優先配分を求めている。

(4) 大陸棚——現存のジュネーブ四条約では 大陸棚の範囲を水深200mまたは開発可能な範囲までと規定している。排他的経済水域(200カイリ)思想の出現により 沿岸国が大陸棚資源(海底鉱物資源及び底着性生物資源)に対する管轄権を有する水域も 大半の国にとっては 距岸200カイリまでとなった(水深に関係せず)のであるが 幅の広い大陸棚を有する諸国は 200カイリ以遠の大陸棚についても 資源管轄権を主張し しかも その範囲を大陸棚の自然の延長(大陸棚斜面のふもと あるいはコンチネンタル・ライズの先までなど



第1図
200カイリ経済水域の概要

種々の考え方がある)とする考え方が支配的となっている。また 沿岸国が200カイリ以遠の大陸棚資源を開発することによって生じる収益の一部を 国際機関を通じて途上国に配分するという収益分配の考え方が 妥協の産物として現出しており RSNTに利益の拋出方式が規定されている。

(5) 群島理論——インドネシア フィリピン等比較的小さな島々から成り立っている国家は 原則的な方法で12カイリの領海を描かず 一番外側の島を直線で結んで その外側に領海や経済水域をとり 内側水域は内水扱いとすべきであると主張し 海運や漁業の目的で内側水域に出入してきた諸国は たとえば 島と島を結ぶ直線の長さを制限して 利益を確保し続けようと抵抗した。内水扱いとなった水域(わが国でいえば 瀬戸内海 東京湾等が該当する)では 船舶の通行等について 一般の領海よりも厳しい規制が行なわれるので 海運上大きな問題となるわけであるが RSNTでは 一般の領海と同じ無害通航とし さらに 通常国際航行に使用されている航路においては 国際海峡におけると同様より自由な通航制度にすべき旨の規定になった。

(6) 海洋汚染防止——開発途上沿岸国は 汚染防止についても管轄権のおよぶ広大な水域を設定すべしと主張してきた。しかし とくに 船舶起因汚染の防止・取締りについては 従来から 旗国主義(船籍国が責任をもつ)という考え方があり 先進海運国は 旗国主義を原則としつつ 入港国(船舶に港湾を提供した国)にも取締り上一定の権限をもたせるという妥協案を出した。これは とくに 汚染取締りのために航行中の船舶が (沿岸国によって) 停船させられたりすることを防ぐためである。また 船舶からの油などの排出基準についても 国際的な基準を適用すべきか 沿岸国が適宜 上乘せ基準を設定して適用すべきかという問題もある。RSNTでは 沿岸国に200カイリまでの取締り権限が与えられ 一定の要件を満たしている場合には 船舶を物理的に捜査できることとなったが 排出等の基準は国際的なものが適用されることとなっている。

(7) 海洋科学調査——この議題では 排他的経済水域内及び200カイリ以遠での大陸棚における科学調査を行なう場合 沿岸国の同意が必要であるか否かが最大の論点となっている。開発途上沿岸国は 科学調査と称して 資源の探査が行なわれ 沿岸国に不利な資本投下がなされることを恐れているであろうし また 資源と直接的な関係がないように思われる 水温 塩分濃度

の資料が 潜水艦の航行や探知に欠かせないものであるため 意外に厳しい対立を生み出している。RSNTでは全ての科学調査に沿岸国の同意が必要であるとしつつ 資源の探査・開発に実質的に関連する調査 爆薬使用・掘削を伴う調査 人工島等の設置・使用を伴う調査及び海洋法に従って 沿岸国が管轄権を有する経済活動を不当に防げる調査以外のものについては 沿岸国は同意を拒否できない旨の規定となっている。また これに関連して沿岸国の調査への参加、資試料の分割供与、調査結果の公表のあり方などが論じられてきている。

(8) 深海底資源開発——当面 問題にされているのは マンガン団塊の開発方式であるが この問題はそもそも第3次海洋法会議の口火として提起されたものであり 開発途上国は 資源ナショナリズムならぬ資源コスモポリタニズムともいうべき強い主張を打ち出している。すなわち 深海底の資源は 本来 人類共同の財産であって 単独の国家や私企業が利益をむさぼってはならず 国際機関を設置して 探査・開発・販売を一手に行なわせるべきであると主張するわけである。途上国側にも いくつかの色わけがあり ニッケル 銅等の陸上資源産出国がそのひとつとなり マンガン団塊開発の進展に伴って これら資源の国際価格が乱されることを恐れて まとまった動きを展開している。一方 先進国側も 私企業による開発を一刻も早く開始したい米国や 私企業の参加には縁のないソ連を含め 国際機関にも出資はさせられるし思うほどの利益が期待できないという事態になることを恐れて RSNT(鉱区申請をする企業等は 等価の鉱区を別にひとつ用意して 国際機関に提供する)の立場を死守しようとしている。第5会期で 途上国側が RSNT では国際機関の財政問題・開発資本等に対する考慮が十分でないため 不満であると したのに対し 米国のキッシンジャー 国務長官が 特別の配慮をする旨を言明したのも そのような事情によるものである。

4. 第5会期における会議の様子

会議は国連本部内の会議室を使って行なわれ 写真(第2図)(右)のような国名札のある円卓会議室で各委員会の公式・非公式協議が行なわれている。しかし非公式協議のうち交渉グループ(Negotiating Group)などと銘うった会議では 国名札のない会議場が使われる。

筆者は 第3委員会の汚染防止に関する非公式協議及び科学調査に関する交渉グループ会議に出席した。科学調査に関する交渉グループは 第3委議長であるブル

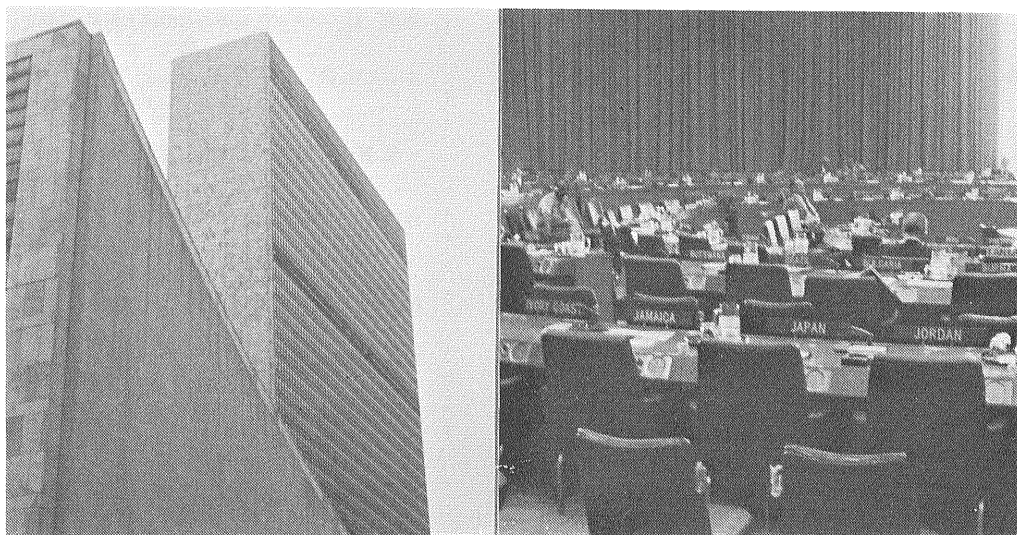
ガリアのヤンコフ大使が主宰しており 上記のごとく 国名札のない会議場で行なわれていた。筆者の滞在中は 排他的経済水域等における科学調査に対する沿岸国の同意制度に関し 途上国側と先進国側が激しい議論を展開していた。前述のように 先進国のいう科学調査が経済的にも軍事的にも重要な意味をもつものであるという視点にたつて 途上国側は 全面的な同意制度(すなわち 沿岸国が同意を拒否していけない科学調査は存在しない)を主張しているわけであるから 交渉といつてもお互の利害得失から議論を展開することは少なく 「他国の庭先を 何故 そんなに荒したいのか。資源に関する情報はにぎつても簡単に開発にはのりだせないのだから 結局は軍事目的なのだろう。」 「そもそも RSNT第2部には沿岸国が科学調査に関して排他的管轄権を有すると 規定されているから 沿岸国の同意を得ないで実施される科学調査はあり得ない。」などの意見がとび出して 問題の難かさを痛感させる。打開策が見出せずに 焦った某国代表が 「いつまでもこんなことをやっていたらいけない。このグループは解散すべき

だ」と いえば 議長ヤンコフ大使が “You are my good friend” を連発しながら なだめにかかる ひと幕もあった。

5. おわりに

以上 海洋法の歴史 第3次海洋法会議の概要 主要議題と問題点 第5会期の会議の様子を簡単に紹介した。6～8週間単位で実質4回の討議を重ねている第3次海洋法会議が決裂することは予想し難い。来年の前半に第6会期が開かれることになると思うが 各国が落ち着させるべき形と時期を見失わず 一日も早く新しい海洋法秩序のよりどころとなる制度ができることが望ましい。一方的な主張だけでなく 実質的交渉となるような議論の展開が 来たるべき第6会期では望まれる。

おわりに 筆者の出張に際し種々の便宜をはかっていただいた科学技術庁研究調整局ならびに外務省海洋法本部の諸氏 さらには現地でお世話いただいた日本代表団の諸氏に深甚の謝意を表す。



第2図 国連本部ビル (左) と会議場内部 (右)

おしらせ

・地質調査所では10月1日付で 環境地質部に 地震地質課 が新設され これに伴い次のとおり人事異動が行なわれました。

(氏 名)
垣 見 俊 弘
坂 本 亨

(新)
地震地質課長
地質第2課長

昭和51年10月1日

(旧)
地質第2課長
地質第2課主研
工業技術院